

就学援助制度についてお知らせ

見附市教育委員会

見附市では、経済的理由で就学が困難な児童・生徒にかかる費用の一部を援助する就学援助制度を設けております。援助を希望される方は、次の手続方法により申請してください。

1 援助を受けられる方

前年度または当該年度において下記のいずれかに該当し、見附市教育委員会により援助が必要と認められた方

- (1) 生活保護が停止または廃止されたが依然生活が困難である。
- (2) 市民税の非課税または減免を受けている。
- (3) 個人事業税または固定資産税の減免を受けている。
- (4) 国民年金掛金または国民健康保険税の減免を受けている。
- (5) 児童扶養手当の支給を受けている。
- (6) 生活福祉資金の貸付を受けている。
- (7) 保護者が職業安定所登録の日雇労働者である。
- (8) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度の生活状態である。
- (9) 病気災害等の特別な事情により経済的に困窮している。

2 手続の方法

- (1) 就学援助申請書は教育委員会学校教育課（市役所 4F）または学校にありますので所定の事項を記入してください。

記入漏れがありますと再提出をお願いすることがあります。

- (2) 申請書は児童・生徒 1 人につき 1 枚提出してください。
- (3) 援助を希望される方は、毎年申請が必要です。
- (4) 申請時には印鑑、源泉徴収票の写し等、保護者名義の振込口座番号（郵便局は除く）等が必要になります。

3 認定について

認定、否認定の決定は、7月中旬の予定です。

4 援助の対象となる費用

学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費等、体育実技用具費（スキー授業を実施している学校のみ）、学校給食費、医療費（学校病に限る。）

5 申請書の提出期限

毎年4月20日頃までに見附市教育委員会学校教育課（市役所 4F）または学校へ提出してください。

年度途中でも申請は受け付けますが、認定となった場合の援助は申請の翌月からとなります。